

北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討について

1 趣旨

本市のまちづくりの基本ルールとなる「北九州市自治基本条例」は、平成22年10月1日に施行された。

本条例は、第29条の規定により、「市は、市政が条例の趣旨に沿って運営されているかどうかを評価し、条例について必要な見直しを検討するための機関を設置する。」とともに、「条例施行の日から5年を超えない期間ごとに、この機関の検討結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされている。

このため、市長の附属機関として「北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会」を設置し、市政が条例の趣旨に沿って運営されているかを評価し、条例について必要な見直しに関する事項を調査審議するもの。

2 北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会について

学識経験者、市民公募委員など10名で構成（委員名簿は、別紙1のとおり）

3 評価検討委員会審議状況

回	日程	議事
第1回	H26. 5. 22	○委員会の運営について（委員長選出、スケジュール確認） ○委員会の役割、審議の進め方の確認
第2回	H26. 7. 25	○条例に基づく市政運営の状況等についての審議 ※情報共有、市民参画を中心に議論
第3回	H26. 8. 22	○条例に基づく市政運営の状況等についての審議 ※コミュニティに関する取り組みを中心に議論
第4回 (予定)	H26. 10. 7	○答申（案）の検討
第5回 (予定)	H26. 12 中旬	○答申（案）の検討・承認

4 評価検討委員会における主な意見（第3回まで）

（総論）

- 市民や市職員が、まちづくりのルールである自治基本条例をもっと意識することが必要。条例を浸透させていく取り組みを継続することが大切。

（情報共有）

- 多様な手段で情報を発信してもらえることは大変ありがたい。
- 市から提供されている情報が多すぎて必要な情報にたどり着けない市民（高齢者など）に対する配慮が必要。
- 絶対に知らせたい情報など、内容によって、強弱を付けて発信することが必要。
- 市から発信される情報をただ待つのではなく、必要な情報であれば、市民自らが行きに行く姿勢が必要。
- 自治会に加入すれば市政だよりが配付されることをもっと知ってもらいたい。
- 市政だよりを市内各所に置いているが、多くの人が集まり、手に取りやすい場所に置くなどの工夫も必要。

（市民参画）

- 市は色々な手段を用いて、市民の意見を聞いていると感じるが、市民の意見が市の中でどのように検討され、その結果、どうなったのかということを実感してもらうことが大事。
- 地域やNPOの会合に市職員がもっと参加して欲しい。日々の触れ合いの中で、お互いの理解が深まる。市民の意識も高まると思う。
- 付属機関の委員の年齢や兼職の数、女性委員比率などの要件は、広く市民や地域の声を聞いてもらうことのできるいい制度である。
- 市政満足度調査で「市の取り組みに関心がない」と回答した割合が増えている。市民の市政への関心を高める取り組みが必要。

（コミュニティ）

- かつての近所づきあいが薄れる中で、多様な市民や団体が新たなコミュニティづくりを進めていくためには、行政のコーディネート、支援が必要。
- 少子高齢化、人口減少社会の中で安全・安心に暮らすためには、自治会・町内会の活動を活性化させることが必要。
- 行政の支援は、地域の自主性・自立性を促すものである必要がある。
- 市民センターが地域活動の拠点として、もっと有効に活用されるような工夫が必要。
- 地域活動や、地域の団体に参加する顔ぶれが固定化、高齢化している。若い世代の参加、新陳代謝を促す取り組みが必要。

別紙 1

「北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会」委員名簿

＜敬称略、五十音順＞

氏 名	所属・役職等
安部 高子	株式会社ケイ・ビー・エス代表取締役社長
伊藤 豊仁	公募委員
太田 康子	北九州市婦人会連絡協議会事務局長
岡本 悦子	前熊西まちづくり協議会会長
田中 美穂	NPO法人STEP・北九州 理事
中 禮 萌	公募委員
本田 美智子	公募委員
宮原 深海	門司区社会福祉協議会会長
森 裕 亮	北九州市立大学法学部准教授
湯浅 壘道	情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授 九州国際大学客員教授